

医療機関に入院するときに必要なもの

平成 19 年 3 月まで

| | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 上位所得者 (基礎控除後の所得 600 万円超) | 保険証 |
| 一般 | 保険証 |
| 低所得者 (住民税非課税世帯) | 保険証 標準負担額 減額認定証 |



平成 19 年 4 月から

| | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 上位所得者 (基礎控除後の所得 600 万円超) | 保険証 限度額適用認定証 |
| 一般 | 保険証 限度額適用認定証 |
| 低所得者 (住民税非課税世帯) | 保険証 限度額適用・ 標準負担額減額認定証 |

注意事項

「限度額適用認定証」、「限度額・標準負担額減額認定証」は入院療養が必要になった時、あらかじめ国保の窓口へ申請をして交付を受けてください。

現在入院中の「標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、引き続き入院療養が必要な方は、申請し新しい認定証の交付を受けてください。

国民健康保険税の滞納があると、認定証の交付が受けられない場合があります。

美波町国民健康保険証の交換について



平成 19 年 4 月 1 日から国民健康保険証が新しくなります。(一般：アイボリー、退職：藤色)

3 月 19 日から交換を行っています。まだ交換をされていない方は、現在【お持ちの保険証と印鑑】をご持参の上、美波町役場税務保険課、又は由岐支所総務室までお越しください。

なお、国民健康保険税の申告がお済みでない方は、同日申告をしていただきますので収支のわかるものをご持参の上、必ず申告してください。既に確定申告・町民税の申告をされている方は申告の必要はありません。

国民健康保険税を未納の方は交換時までにお納付くださいますようお願いいたします。未納がありますと、「短期被保険者証」又は「資格証明書」の交付対象者になります。

納付が困難な場合等は、税務保険課までお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】 美波町役場税務保険課 ☎ 77 - 3615 美波町役場由岐支所総務室 ☎ 78 - 2211

税務保険課からのお知らせ

口座振替制度の利用について

昨年の納税貯蓄組合連合会総会において、平成 19 年 3 月末日をもって納税貯蓄組合を解散することが決まりました。このため、納税貯蓄組合に加入されていた方の 4 月以降の納付方法については、個人毎に役場の窓口が町内各金融機関の窓口にて納付していただくこととなります。

このため、口座振替制度を利用すれば、あなたの指定する金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができ、納付書により直接役場などに納めに行く手間が省け、また、納期限を忘れてしまうことなく、大変便利です。

「安全」で「便利」な振替納税のご利用をお勧めします。

新たに振替納税を希望される方は、預金通帳、印鑑、納税通知書を持参のうえ、次の金融機関の窓口で手続きをしてください。

阿波銀行、徳島銀行、郵便局、かいふ農業協同組合、徳島県信用漁業協同組合各代理店

軽自動車の廃車、名義変更等は 3 月 31 日までに

軽自動車税は、4 月 1 日現在の所有者に課税されます。すでに、軽自動車を他人に譲り渡したとか、廃車にしているが手続きがまだできていないなどの方は、3 月 31 日までに名義変更又は廃車の手続きを済ませてください。

固定資産(土地・家屋)の価格等縦覧帳簿・固定資産課税台帳の閲覧について

税務保険課では、4 月 2 日(月)から 5 月 31 日(木)までの間、固定資産税の土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適